

3月は22日 第4日曜日の区役所本庁舎窓口開設

【開設時間】午前9時～午後5時

【開設場所】区役所本庁舎1階(本庁舎1階の出入口が利用できます)

●取り扱い事務と注意事項

下記事務以外は取り扱いません。必要書類・本人確認書類等を事前に必ず担当係へお問い合わせの上、おいでください。

◆住民記録

▶転入・転出・転居・世帯変更の届出(国外からの転入は取り扱いません)、▶マイナンバーカード(個人番号カード)・住民基本台帳カードによる転入届出(事前に前住所地でカードによる転出届出をする必要があります)、▶外国人住民の住居地届(在留カードまたは特別永住者証明書(在留カード等へ切り替える前の方は外国人登録証明書)が必要)、▶住民票の写し、住民票記載事項証明書の交付(請求できるのは、本人か同一世帯の家族のみ。広域交付住民票の写しは発行できません)、▶不在証明書の交付、▶印鑑登録申請・廃止の届出、▶印鑑登録証明書の交付(印鑑登録証(カード)が必要)、▶自動交付機の利用登録申請、▶通知カードの申請、▶特別永住者に関する申請等

※当日はJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)のシステムが休止するため、住民基本台帳カード・マイナンバーカード関連事務(カード利用の継続、カードの表面記載事項(住所・氏名等)の変更等)、電子証明書関連事務(発行・暗証番号変更等)は取り扱いません。
【問合せ】戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階) ☎(5273)3601へ。

◆戸籍

▶戸籍届書の預かり(届書の内容確認等は翌開庁日に行います)、▶埋火葬・

改葬許可証、区民葬儀券の交付、▶戸籍・除籍・改製原戸籍謄抄本、戸籍・除籍全部(個人)事項証明書、戸籍の附票の写しの交付(請求できるのは、その戸籍に記載されている方とその配偶者、直系血族(関係が確認できる戸籍等が必要)のみ)、▶身分証明書、不在籍証明書の交付

【問合せ】戸籍住民課戸籍係(本庁舎1階) ☎(5273)3509へ。

◆国民健康保険

▶加入・脱退の届出

【問合せ】医療保険年金課国保資格係(本庁舎4階) ☎(5273)4146へ。

◆区税

▶課税(非課税)・納税証明書の交付(申告等により税情報がある方のみ)

【問合せ】税務課収納管理係(本庁舎6階) ☎(5273)4139へ。

プレミアム付商品券を販売します

【開設時間】午前9時～午後5時

【会場】区役所本庁舎地下1階11会議室

【問合せ】新宿区プレミアム付商品券専用コールセンター ☎0120(204)669(土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後7時)

国民健康保険料の納付相談も実施します

電話での相談も受け付けます。

【開設時間】午前9時～午後4時30分

【開設場所・問合せ】医療保険年金課納付相談係(本庁舎4階) ☎(5273)3873・☎(5273)4530へ。

※国保料催告センターから、電話で納付確認をしています。

※火曜日は午後7時まで窓口を延長し、相談・納付をお受けしています。

協働推進基金一般事業助成 対象事業を募集

区では、NPO等の多様な団体と地域課題の解決に向けてともに取り組む「協働」を推進するため、「協働推進基金」を活用し、社会貢献事業に助成しています。

今回は、団体が単独で実施する「一般事業助成」についてご案内します(助成総額は200万円)。

●一般事業助成の募集内容

【対象事業】区の地域課題や社会的課題の解決を目的とした社会貢献事業

【対象団体】NPO法人、ボランティア活動団体等営利を目的としない団体

【助成額】助成対象事業費の3分の2(1事業につき50万円を限度)

【選考等】▶1次…書類(5月12日(火))、▶2次…1次合格者は公開プレゼンテーション(5月25日(月))。6月上旬に交付決定

【申込み】事前連絡の上、4月1日(水)～10日(金)に申請書等を地域コミュニティ課管理係(本庁舎1階) ☎(5273)3872へ直接、お持ちください。

※要件等詳しくは、募集要項か新宿区ホームページをご覧ください。申請書・募集要項は同係で配布しています。

※今年度は募集説明会を行わず、3月16日(月)～31日(火)に同係で申請等の相談を受け付けます(要事前予約)。

が義務付けられています。

【提出方法】4月30日(必着)までに郵送または直接、新宿労働基準監督署(〒169-0073百人町4-4-1)へ。

【問合せ】東京労働局賃金課 ☎(3512)1614へ。委託状況届の様式は同局ホームページ(☎https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/chingin_kanairoudou/_121062.html)から取り出せます。

ウィズ新宿(男女共同参画推進センター)からのお知らせ

【問合せ】男女共同参画課(〒160-0007荒木町16、ウィズ新宿)

☎(3341)0801(日曜日、祝日を除く)へ。

男女共同参画情報誌ウィズ新宿編集委員を募集

男女共同参画に関する情報や区の取り組みなどを紹介する情報誌です。編集の基礎を学び、プロの編集者のアドバイスを受けて、区と協働で作成します。

【任期】4月から1年間

【会場】男女共同参画推進センター(荒木町16、ウィズ新宿)

【対象】区内在住・在勤・在学の18歳以上で、編集講座・編集会議に毎回出席できる方、7名程度(経験は問いません)。託児あり(未就学児)。

【活動内容】男女共同参画の基本的な知識と視点、情報誌の役割や企画の立て方、取材方法、読みやすい文章の書き方等を学び、企画立案、取材や記事の執筆等を行う

▶編集講座…5月9日(土)・23日(土)午前10時～午後3時(全2日)

▶編集会議(各号6回)…137号/6月6日・20日、7月4日・18日、8月1日・22日、

138号/10月17

日・31日、11月

14日・28日・12

月19日、3年1

月16日、いずれ

も土曜日午前

10時～12時

※日時は変更

する場合があります。

交通費等は各自負担。

【申込み】所定

の応募用紙を、4月6日(月)までに男女共同参画課へ郵送(必着)またはお持ちください。

選考の上、結果を4月24日(金)までにお知らせします。

募集要項は同課・特別出張所・地域センター・区立図書館等で配布しているほか、新宿区ホームページからも取り出せます。



ウィズ新宿134号(令和元年10月発行)

区と協働で講座を開催する団体を募集

ウィズ新宿とのパートナーシップ講座を企画・開催しませんか

男女共同参画をテーマに、講座を企画・開催する団体を募集します。

【募集期間】4月1日(水)～12月25日(金)

【対象団体】区内で継続的に活動する構成員の半数以上が区内在住・在勤の10名以上の団体

【対象講座】次の全てに該当する講座

▶3年3月27日(土)までに開催

▶定員は原則として30名とし、団体の

構成員以外も出席できる

▶営利・宗教・政治目的でない

【申込み】電話連絡の上、所定の申請書を講座開催希望日の2か月前までに男女共同参画課へお持ちください。申請書は同課で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。講師への謝礼が必要な場合は、区が基準に基づいて負担します。

ワーク・ライフ・バランス推進企業を表彰

区では、平成19年から「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」を実施し、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む区内企業を認定しています。その中から特に優れた取り組みを行う2社を表彰しました。詳しくは、新宿区ホームページでもご覧いただけます(右記よりリンク)。



【問合せ】男女共同参画課へ。

ワーク・ライフ・バランス推進優良企業 フコクしんらい生命保険㈱

従業員からの声をもとにしたワーク・ライフ・バランスを積極的に推進しており、子育てや介護、地域活動等のさまざまな分野で優れた実績があります。

ワーク・ライフ・“ベスト”バランス賞 ㈱ねぎしフードサービス

「働く仲間の幸せ」という経営理念に基づき、従業員全員が働きやすい環境づくりに向けて、バランスの取れた取り組みを行っています。

令和元年分確定申告(所得税・贈与税・消費税)の申告・納付期限は4月16日(木)まで

※新型コロナウイルスの感染拡大を受けて申告期間を1か月延長しています(令和2年度特別区民税・都民税の申告期限も同様に延長)。

令和元年分の還付申告は5年間(令和6年12月31日まで)申告できます

■申告書作成会場の開設期間

四谷・新宿・中野税務署3署合同の申告書作成会場ルミネゼロ(渋谷区千駄ヶ谷5-24-55、NEWoMan5階)の開設期間は3月16日(月)までです。3月17日(火)以降の申告書作成会場は、所轄の税務署にお尋ねください。

■口座振替の振替日を延長

申告所得税及び個人の消費税の振替納税を利用している方の振替日を延長します。延長後の振替日は、確定後に国税庁ホームページ等でお知らせします。

■国税庁ホームページで申告書等を作成できます

作成した申告書等は印刷して税務署に提出できるほか、電子証明書の添付または税務署で取得したID・パスワードにより、インターネット上で送信(提出)できます(e-Tax)。詳しくは、税務署へお問い合わせください。

【問合せ】▶新宿税務署(〒169-8561北新宿1-19-3 ☎(6757)7776、▶四谷税務署(〒160-8530四谷三栄町7-7) ☎(3359)4451へ。
※国税庁ホームページ(☎http://www.nta.go.jp/)でもご案内しています。

区関連・官公署情報



家内労働「委託状況届」は4月30日までに提出を

●内職等を委託している事業主の方へ

家内労働者へ仕事(内職等)を委託している事業主の方は、毎年4月1日現在の家内労働者数等について、「委託状況届」を労働基準監督署に提出すること